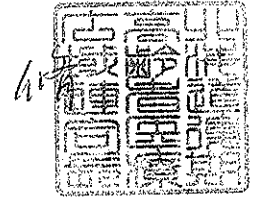


北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第5号

北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

班	分掌事務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務局所管事務の運営管理に係る総括・調整に関する事。</li> <li>(2) 組織及び職員の定数に関する事。</li> <li>(3) 職員の人事、服務、給与及び研修に関する事。</li> <li>(4) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。</li> <li>(5) 公務災害及び労働安全衛生に関する事。</li> <li>(6) 公告式に関する事。</li> <li>(7) 議会の招集に関する事。</li> <li>(8) 議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 議会提出議案（予算関係を除く。）に関する事。</li> <li>(10) 規約及び令達文書に関する事。</li> <li>(11) 例規の審査及び例規集の整備に関する事。</li> <li>(12) 法令の運用解釈に関する事。</li> <li>(13) 文書管理事務の総括に関する事。</li> <li>(14) 到達文書の処理及び文書の発送に関する事。</li> <li>(15) 公印の管理に関する事。</li> <li>(16) 不服申立て及び訴訟に係る事務の総括調整に関する事。</li> <li>(17) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。</li> <li>(18) 情報公開・個人情報保護審査会に関する事。</li> <li>(19) 広域連合長及び副広域連合長との連絡調整に関する事。</li> <li>(20) 市町村との連絡調整（他班の主管に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>(21) 渉外に関する事。</li> <li>(22) 運営協議会に関する事。</li> <li>(23) 補助金（医療費適正化事業関係に限る。）に関する事。</li> <li>(24) 契約に関する事。</li> <li>(25) 物品の納入に関する事。</li> <li>(26) 事務所の管理に関する事。</li> <li>(27) 儀式、褒章及び表彰に関する事。</li> <li>(28) 総務班の経理に関する事。</li> <li>(29) 前各号に掲げるもののほか、他班の主管に属しない事。</li> </ol>
企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会提出議案（予算関係に限る。）に関する事。</li> <li>(2) 予算の編成に関する事。</li> <li>(3) 予算の配当、予算費目の流用及び予備費の充用に関する事。</li> <li>(4) 予算の執行の取りまとめに関する事。</li> <li>(5) 資金計画に関する事。</li> <li>(6) 市町村負担金（保険料等負担金を除く。）に関する事。</li> <li>(7) 補助金等（医療費適正化事業関係を除く。）に関する事。</li> <li>(8) 一時借入金に関する事。</li> <li>(9) 基金に関する事。</li> <li>(10) 財政状況の公表に関する事。</li> <li>(11) 決算の報告に関する事。</li> <li>(12) 前各号までに掲げるもののほか、財政に関する事。</li> <li>(13) 広報・広聴に関する事。</li> <li>(14) 広域計画に関する事。</li> <li>(15) 基本施策の調査及び計画に関する事。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(16) 事業状況報告に関すること。</li> <li>(17) 統計に関すること。</li> <li>(18) 市町村との連絡調整（企画班の主管に係るものに限る。）に関すること。</li> <li>(19) 企画班の経理に関すること。</li> </ul>
資格管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の資格得喪に関すること。</li> <li>(2) 被保険者証の発行、更新及び回収に関すること。</li> <li>(3) 資格証明書の発行に関すること。</li> <li>(4) 前号までに掲げるもののほか、資格の管理に関すること。</li> <li>(5) 保険料の決定及び賦課に関すること。</li> <li>(6) 保険料の減免に関すること。</li> <li>(7) 市町村負担金（保険料等負担金に限る。）に関すること。</li> <li>(8) 資格管理班、医療給付班及び電算システム班の運営管理に係る総括及び調整に関すること。</li> <li>(9) 市町村との連絡調整（資格管理班の主管に係るものに限る。）に関すること。</li> <li>(10) 資格管理班の主管に属する事務に係る国民健康保険団体連合会その他諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(11) 資格管理班の経理に関すること。</li> <li>(12) 前各号に掲げるもののほか、資格管理班、医療給付班又は電算システム班の主管に属することのうち、医療給付班及び電算システム班の主管に属しないこと。</li> </ul>
医療給付班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療養費、高額療養費及び葬祭費の審査及び支給に関すること。</li> <li>(2) 診療報酬の審査・支払に関すること。</li> <li>(3) 診療報酬明細書の点検調査及び管理に関すること。</li> <li>(4) 一部負担金の減免に関すること。</li> <li>(5) 第三者行為求償事務に関すること。</li> <li>(6) 給付制限に関すること。</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、医療給付に関すること。</li> <li>(8) 健康診査に関すること。</li> <li>(9) 医療費通知に関すること。</li> <li>(10) 市町村との連絡調整（医療給付班の主管に係るものに限る。）に関すること。</li> <li>(11) 医療給付班の主管に属する事務に係る国民健康保険団体連合会その他諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(12) 医療給付班の経理に関すること。</li> </ul>
電算システム班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電算システムの管理、開発及び調整に関すること。</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか、電算システムに関すること。</li> <li>(3) 情報セキュリティーポリシーに関すること。</li> <li>(4) 市町村との連絡調整（電算システム班の主管に係るものに限る。）に関すること。</li> <li>(5) 電算システム班の主管に属する事務に係る国民健康保険団体連合会その他諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(6) 電算システム班の経理に関すること。</li> </ul>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。